

_____ JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. _____

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

GPSS ホールディングス株式会社の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

評価対象： GPSS ホールディングス株式会社
グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

GPSS ホールディングス株式会社（GPSS）は、2012年に日本メガソーラー整備事業株式会社として設立された、再生可能エネルギーの開発を手掛ける会社である。GPSSは2019年12月時点で全国に72件140MWの再生可能エネルギー発電設備（開発中含む）を有しており、再生可能エネルギーに係る契約から開発、建設、運営といった上流から下流までをGPSSグループ内の子会社でカバーする体制を築いている。GPSSでは、再生可能エネルギーによる電力コストが既存の電力コスト以下になる「グリッドパリティ」およびグリッドパリティによる持続可能な社会の形成を目指している。日本全国の各地域が再生可能エネルギーによって持続可能な社会を構築し、新たな価値を生み出すことに貢献することを方針としている。

GPSSでは、この方針を達成するために「サステナビリティ方針」を策定しており、サステナビリティ方針では、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関して達成すべき10項目が掲げられ、GPSSはその達成に向けて取り組みを行っている。JCRでは、GPSSがサステナビリティ方針の実践のために「サステナビリティ委員会」をはじめとするサステナビリティに関する推進体制を定めて、サステナビリティに係る活動を推進することを確認している。

今般の評価対象は、GPSSがグリーンボンドおよびグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018年版）」¹、「グリ

¹ ICMA（International Capital Market Association）グリーンボンド原則2018年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

ーンローン原則」²、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版³」に適合しているか否かの評価を行う。「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」、「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」は、それぞれ国際資本市場協会 (ICMA)、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA) およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA) が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークでは、グリーンファイナンスで調達した資金は、1.太陽光発電、2.風力発電、3. 中小水力発電 (1 メガワット未満を中心とする) に対する開発費用を含む設備投資資金およびそのリファイナンスに充当される予定である。JCR では、当該資金使途は、再生可能エネルギーとして脱炭素化に資するグリーンプロジェクトであり、環境改善効果が高いと評価している。上記発電設備建設、運営に際して想定される環境・社会面への負の影響については、社内の専門知識を有する部署によってプロジェクトの完成までに数次のチェックが行われるほか、大規模開発については第三者による技術評価レポートや弁護士意見を取るなど、リスクを把握し対策を講じることで、影響を最小化する体制を確保していることから、負の影響が環境改善効果を上回る蓋然性も低い。

GPSS はグリーンプロジェクトの選定基準や選定におけるプロセスが定められているほか、調達された資金は充当されるプロジェクト毎に分別管理されること、資金充当状況および環境改善効果に関するレポートを毎年公表予定であること、環境改善効果に係る KPI についても適切な設定がなされていること、GPSS の組織としての環境への取り組みも経営陣のリーダーシップの下、各部門で行われていることから、JCR では GPSS が強固な管理運営体制を構築し、調達を行うグリーンファイナンスに関して高い透明性を有していることを確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価 (資金使途)」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 (総合評価)」を”Green1(F)”とした。評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2018
<https://www.lma.eu.com/>

³環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから発行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークで定められた資金使途が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

【資金使途の概要】

GPSS Holdings が保有している既往および建設予定（建設中含む）の再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、中小水力（1メガワット未満を中心とする））の設備投資資金（開発費用含む）、もしくは設備投資資金のリファイナンス資金。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途として本フレームワークで掲げられたグリーン適格事業は、太陽光発電、風力発電および中小水力発電の再生可能エネルギー事業であり、環境改善効果が高い

GPSS が資金使途としているのは、再生可能エネルギー発電設備に対する開発費用を含む設備投資資金およびそのリファイナンスである。太陽光発電・風力発電および中小水力発電は化石燃料を代替することでCO₂削減効果を有するクリーンなエネルギーである。2016年11月に発効したパリ協定では、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及が不可欠である。太陽光発電・風力発電・中小水力発電等の再生可能エネルギーの導入は、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高い。GPSS が資金使途の対象としている中小水力発電については、十分な環境社会リスクへの配慮が必要であるが、グリーンプロジェクトとしての適格性が国際的に認められている。

2019年12月時点で、GPSS が建設を行った再生可能エネルギー発電設備は133件210MW（開発中含む）、自社保有の再生可能エネルギー発電設備は72件140MW（開発中含む）であり、すべて太陽光発電設備である。また、すべての発電設備が日本に所在している。

- ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020年版」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020年版」に定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

GPSS グループでは、プロジェクト開発において、予定地が環境に負の影響を与えるような要因（例：鳥獣保護区、国立公園等の特別区域、土砂災害特別警戒区域、河川・砂防等の区域）やその他の要因（例：埋蔵文化物がある地域、地方自治体がすでに利用予定等）を有しているかを社内で検討を行い、社内独自の評価基準に基づき、プロジェクトの決定を行っている。JCR ではプロジェクトの開始時のみならず、進捗に従って数回のデューデリジェンスを行っていることや、環境に対して負の影響がある場合については、対策が施されるまで工事を停止すること、案件の大きさに応じて、第三者機関の技術評価レポートや法律事務所の意見等も参考にしていることをヒアリングにて確認している。

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



3 すべての人に健康と福祉を

目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



8 働きがいも経済成長も

目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



11 住み続けられるまちづくりを

目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



12 つくる責任 つかう責任

目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

<グリーンファイナンス実行の目標にかかるフレームワーク>

(長期ビジョンに立った投資方針)

当社は、持続型社会の構築に必要な電力コスト（グリッドパリティ）を目指すべく地域や自治体との共同事業を通して再生可能エネルギーの開発を進めています。

日本の各地域には、未活用の持続可能である価値ある自然エネルギー資源が存在します。

環境にあったエネルギーの在り方を考え、私たちの知見と経験を活かし、持続可能型社会の構築に必要な事業を興すことで、地域の新たな価値創造に取り組んでいこう、という目標を持ったことが、当社がグリッドパリティを目指したきっかけです。

今般、資金調達を行うプロジェクトは太陽光発電・風力・中小水力といった再生可能エネルギーであり、上記課題の達成に直接貢献するものです。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

GPSS は 2012 年の設立時から、再生可能エネルギー（持続可能エネルギー）による電力コストが既存の電力コスト以下になる「グリッドパリティ」を目標としており、それは現在の社名「GPSS」にもあらわれている（社名：Grid Parity for Sustainable Society）。なお、「グリッドパリティ」の定義は NEDO（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）によると、発電コストが電力価格並みになることを達成することである。NEDO では太陽光発電については、住宅用の電力価格との比較で 2014 年にグリッドパリティを達成したとの試算を行っている。業務用電力価格とのグリッドパリティや、他の再生可能エネルギーによる発電におけるグリッドパリティを実現することが今後の課題であり、GPSS の投資方針はこの課題の解決の一翼を担うと JCR では評価している。

また、日本政府は「第 5 次エネルギー基本計画」にて 2030 年までに電源構成比率のうち、再生可能エネルギーによる割合を 22～24%までに上昇させるという数値目標を掲げている。2017 年時点での再生可能エネルギーの割合は 16%であり、目標達成のためには、再生可能エネルギーへの継続的投資が必要不可欠である。GPSS では、これらの再生可能エネルギーを、各地域の実情にあった形で導入を行うことで地域の持続可能性を向上させ、地域の価値創造に取り組んでいこうとしており、再生可能エネルギーの導入による政府の目標達成のみならず、地方創生にも資するものであると JCR では評価している。

本フレームワークにもとづくグリーンファイナンスの調達資金の資金使途は、既往または建設予定の再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、中小水力）である。JCR ではグリーンファイナンスの実行により、GPSS の上記目標の実現に貢献するものであると評価している。

b. 選定基準

本フレームワークにおける資金使途は、GPSS が保有している既往および建設予定（建設中含む）の再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、中小水力）である。JCR は評価フェーズ 1 で既述の通り、上記選定基準について高い環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

また、上記の適格クライテリアは、GPSS の 100%子会社であるサステイナブル・ソサエティ・インベストメント・マネジメント株式会社（SSIM）における開発委員会、および投資委員会の協議によって決定されている。なお SSIM の CEO は GPSS の代表取締役を兼任しており、SSIM は GPSS グループの一員として、適格クライテリアの決定を行っている。

c. プロセス

<プロセスにかかるフレームワーク>

(プロジェクトの選定プロセス)

プロジェクト選定関係者

今回の調達資金の使途となるプロジェクトは、当社子会社である SSIM 株式会社（サステイナブル・ソサエティ・インベストメント・マネジメント株式会社。100%子会社。主に当社子会社によるプロジェクト開発・組成に係る投資サポート業務を行います。以下 SSIM）における開発委員会、投資委員会（取締役含む）の協議により適格クライテリアの最終決定を行います。

適格クライテリア、および会社方針（地域との協業をベースにした再生可能エネルギー事業）との適合を検討し、SSIM における開発委員会、ファイナンスグループ、リスクマネジメントグループ等の担当者、上長の協議により評価および選定が行われています。

プロジェクト選定プロセス

各部門による協議を経た対象候補プロジェクトは SSIM における投資委員会（取締役含む）にて総合的な事業実現性を検討した上で予算決定し、投資委員会における最終承認者である代表取締役の承認を経て各部門（子会社含む）において対象プロジェクトの実行を行います。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

プロジェクトを選定する際のプロセスでは、子会社の SSIM によって適格クライテリア、および会社方針との適合が検討され、開発委員会、ファイナンスグループ、リスクマネジメントグループ等各部門の協議を経て対象候補となるプロジェクトが選定される。対象候補プロジェクトは、SSIM における投資委員会の検討を経て、代表取締役の承認を経て決定される。

本フレームワークに定められている目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートに記述されているほか、グリーンファイナンスの調達時に諸契約書等により投資家等に開示予定である。したがって、JCR では投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンファイナンスの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンファイナンスにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかるフレームワーク>

(調達資金と資産の紐付方法)

- ・ 調達資金は選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられます。

(調達資金の追跡管理の方法)

- ・ グリーンボンドで調達した資金は、当社の口座に入金後、SSIM の管理する入金口座に資金移動を行い管理されます。その後対象グリーンプロジェクトへ充当されます。
- ・ 調達資金の管理および決済に関する証票文書等の管理は、SSIM のファイナンスグループと SSIM よりアセットマネジメント業務委託を受けたアセットマネジメント会社が行います。
- ・ 対象プロジェクトへの調達資金充当は、四半期ごとに確認がなされ未充当資金は預金で管理されます。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスの資金使途は、本評価レポート内に記載している通り、既往および建設予定（建設中含む）太陽光、風力および中小水力の設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンスであり、これ以外の目的に充当される予定はない。

調達された資金は、GPSS の口座に入金後、SSIM の管理する口座に移動されて管理される。その後、SSIM から対象となるグリーンプロジェクトに充当が行われる。GPSS から SSIM への資金移動は、GPSS の取締役会にて決定され、SSIM から対象のグリーンプロジェクトに充当は SSIM の経理財務部の責任者の決裁のもとで行われている。JCR では、対象のグリーンプロジェクトへの充当が SSIM からプロジェクトごとに設立された特別目的会社への出資の形態で行われており、プロジェクト毎に分別管理が行われていることを確認している。なお、調達された資金は、四半期ごとに確認が行われており、未充当資金がある場合は、預金にて管理が行われることを確認している。

以上より JCR では資金管理について、妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して発行または実行が行われるグリーンファイナンスの発行または実行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかるフレームワーク>

1. 資金の充当状況に関するレポーティング

- ・当該プロジェクトに関するレポーティングは当社のウェブサイトにて年 1 回開示することを予定しています。
- ・開示レポーティングの主な内容は①資金充当状況②インパクト・レポーティングを含み、資金の充当状況に関する開示内容は以下の 3 点を中心とします。
 - ▶ グリーンボンド発行により調達した資金を充当するグリーンプロジェクトの概要
 - ▶ グリーンプロジェクトに充当した資金の額
 - ▶ 未充当資金がある場合は、その額または割合、充当予定時期、および運用方法
- ・グリーンボンドが償還されるまでの間 JCR より資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポーティングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定です。

2. 環境改善効果に関するレポーティング

- ・環境改善効果として以下のインパクト・レポーティングを対象プロジェクトごとに開示を予定しています。
 - ①適格グリーンプロジェクトによって削減された CO2 排出量（計算値）
 - ②適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量（各発電所に設置されるパワーコンディショナー等から集計される発電量）
 - ③世帯分消費電力換算（計算値）

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

グリーンファイナンスで調達した資金の使途は、GPSS のウェブサイトにて年 1 回開示される予定である。その内容は、資金充当の対象となったグリーンプロジェクトの概要、グリーンプロジェクトへの充当額、未充当資金に関する項目（額または割合、充当予定時期、運用方法）である。JCR では、上記開示項目は適切であると考えている。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

GPSS では、環境改善効果のレポーティングとして、適格グリーンプロジェクトによって削減された CO₂ 排出量、発電量、世帯分換算値の 3 項目を開示する予定である。これら 3 項目については、定量的指標であり、JCR では適切であると判断している。

JCR では、上記レポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

GPSS では、地域資源を活用した持続可能エネルギー事業を通じて、持続可能な社会を実現することを企業の使命としている。GPSS の事業領域は再生可能エネルギー事業であり、事業内容が直接的に CO₂ 削減等を通じた環境への取り組みにつながっている。GPSS では、100%持続可能エネルギー社会を目指し、今後も再生可能エネルギー発電設備を増やしていくことを最優先において事業を行っている。

GPSS および SSIM を含めた傘下の子会社は、日々の事業活動を通じて上記使命を達成するために「サステナビリティ方針」を定め、その実践に継続的に取り組んでいる。

GPSS ホールディングス サステナビリティ方針（抜粋）

環境に関する方針

- (1) 持続可能エネルギーによる社会の脱炭素化への貢献
- (2) 地域自然環境への配慮
- (3) エネルギー、資源の有効活用

社会に関する方針

- (4) 事業を通じた地域社会への貢献
- (5) ステークホルダーの健康と安全
- (6) 従業員への取り組み
- (7) サプライヤー との協働
- (8) インフラ事業者としての責任

ガバナンスに関する方針

- (9) コンプライアンス
- (10) 情報開示とコミュニケーション

GPSS では、上記方針をグループとして実践していくための組織として、「サステナビリティ委員会」を設置している。サステナビリティ委員会は、GPSS グループの事業活動におけるサステナビリティの課題に関する事項を所管し、その具体的目標や活動計画等を検討し、管理するための組織である。サステナビリティ委員会のメンバーは、GPSS の社長を委員長として、SSIM のサステナビリティ推進室の構成員である。

サステナビリティ委員会では、全事業活動におけるサステナビリティに係る事項の検討や意思決定が行われており、既に 2 回開催されている。活動の一例として、今回のグリーンファイナンス・フレームワークの策定について、決定および報告が行われている。

また、グリーンプロジェクトの選定においては、評価査定部において、鳥獣保護区や土砂災害特別警戒区域に入っていないかなどが社内の専門家を交えて検討が行われているほか、大規模なプロジェクトに関しては、第三者機関の技術評価レポートや弁護士意見を踏まえて事業が決定されるなど、第三者意見を踏まえて事業が決定されている。

さらに GPSS では、2019 年度より GRESB インフラストラクチャー評価に参加し、参加初年度ながら 4 スターを取得している。これは、「マネジメント」および「ステークホルダーエンゲージメント」の項目で評価されたことが理由であり、GPSS の社内の体制および各種取組みが第三者によっても高く評価されていることの一つの証拠である。GRESB の評価結果は前述のサステナビリティ委員会において取り上げられ、評価された点および改善が必要な点について解説した従業員向け研修を主催するなど、GRESB 評価を社内の取組み改善に活かしている箇所は評価できる点である。

GPSS では GRESB 評価を受けるにあたっての社内における体制整備や、サステナビリティ方針の策定、グリーンファイナンス・フレームワークの制定および具体的運営において、外部のコンサルティング会社の助言を受けつつ業務を遂行しており、自社のみならず、第三者の視点を踏まえて自らの方針やフレームワークを検証しているも評価できる点と JCR では考えている。

JCR では、これらの組織の環境への取組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けていること、専門的知見を有している部署または外部機関が選定プロセスに関与していること、グリーンファイナンス・フレームワークによって達成される目標、選定基準、プロセスが明確であることおよび専門的知見を有する外部専門家のノウハウを活用し、サステナビリティ方針やグリーンファイナンス・フレームワークの制定などを行っていることを踏まえて、組織としての環境への取組みは適切であると評価している。

(参考) GRESB インフラストラクチャー評価について

GRESB とは、2009 年に創設された、実物資産（不動産・インフラ）を保有、運用する会社の ESG への配慮度合いを測定し、評価するベンチマークおよびそれを運営する組織を指す。2016 年からは従来の不動産に加えてインフラストラクチャーについても評価が開始され、評価結果は 5 段階で示されている（5 スター、4 スター、3 スター、2 スター、1 スター）。インフラストラクチャー評価には、2019 年現在で日本から 2 ファンド、5 アセットが参加している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体：GPSS ホールディングス株式会社

【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1(F) 管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル